

登録教習機関の業務停止の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同法第 53 条第 1 項第 2 号に規定により、下記の期間、技能講習の業務を停止したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関名	株式会社マジオドライバースクール東日本
登録教習機関の住所	東京都新宿区新宿 5-17-5
代表者の氏名	代表取締役社長 松本 義弘
事務所の名称	① マジオワークライセンススクール秦野校 ② マジオワークライセンススクール厚木校 ③ マジオワークライセンススクール海老名校
事務所の所在地	① 神奈川県秦野市渋沢 2-7-19 ② 神奈川県厚木市山際 611-2 ③ 神奈川県海老名市中野 2-18-25
業務停止を命じた技能講習	フォークリフト運転技能講習
業務停止を命じた期間	令和 7 年 11 月 11 日から令和 8 年 1 月 10 日

令和 7 年 11 月 11 日

神奈川労働局長

